

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幢ケ谷九〇四 電話(03)3337714 649 FAX(03)3229915 3367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

教育勅語から教育基本法へ

伊勢 太郎……………2

◇向坂文庫 I 洋書と洋新聞・雑誌◇

社会主義文献の世界的宝庫

大原社研……………3

渡辺 治先生、どうしたの……………5

—総選挙分析、共産党の敗因をめぐって—

【親愛なる国労組合員の皆さんへ(上)】
「四党合意」の是非を問う—

全組合員の一票投票に問題あり

佐藤 昭一……………7

「民」の英知がくらしを高め、政治を変える

稲葉 耕一……………11

—吉野川可動堰反対運動に学ぶ旅—

納得いく医療の確立

滝野 嘉津子……………13

—この夏、ふたりの母の経験から—

読者からのおたより……………15

旬刊 社会通信

NO. 780

二〇〇〇年九月二二日号

二〇〇〇年九月二二日発行
(毎月一日・二二日・三三回発行)

教育勅語から教育基本法へ

「日の丸・君が代」法制化、教育基本法改悪の動き、「日本は天皇を中心とする神の国」発言、そして衆参両院での憲法調査会での改憲策動の活発化、九月三日には銀座に戦車が出陣。大日本帝国憲法下、時の権力者によって十重二十重につくられてきた「国体論」を再び日本よみがえらす雰囲気醸成しているかのようである。国体論は教育勅語、治安維持法等、世に類例の少ないほどの苛酷な法律で、社会主義運動・労働運動を弾圧した。

国体は支配者のイデオロギーとしてつくり上げられた。そこには科学や合理的精神はなく、科学の上にある国民感情で日本特有のものであるとされた。そして、国体に異議を唱える者には、「国賊」という汚名をあげせ葬り去った。新憲法下の日本では「国賊」という言葉は、右翼≡天皇信奉者が社会主義者を批判する常とう句であった。しかし、一九八〇年代の中曽根第二臨調時代から、権力者が己の政策に反対する者に「国賊」という言葉を使うようになった。たとえば、国鉄分割民営化、あるいは小選挙区制導入に反対した人びとに對してである。

国体とはなにか。第二次大戦前、東京帝国大学で憲法を講じ、「国体」論の指導的理論家であった上杉慎吉は『帝國憲法』でこう述べている。

「我が国体の精華 日本国家に於いて国家の理想觀念が最も善く実現して居る、日本国家は如実なる最高の道徳である。之を我が国家の精華とする、精華とは我が国体の精粹彩華の謂である。即ち我が国体の最大価値を国体の精華と称するのである。然らば何を措きても先づ、日本国家が斯の国体に依りて、善美具足の国家であることを国体の精華とせねばならぬ。

天皇は葦原中国（あしはらなかつくに）に理想国家を実現するの大精神を以て天祖の定めたまひし統治者である。天皇は日本人信仰の中心、民族の大宗にまします。されば天皇の御力に依りて、日本人は完全に相関し連続して、一体たるの日本国家を成し、各々皆一斉に其の本性を実現し發展することを得るのである、日本人が同胞兄弟たるの意識感情確信を以て離れざるを成し、祖先より子孫に永遠に連続して、文明又は文化を發展するは、天皇ましますの一事に之れ依るのである。日本国家は天皇の下に於いて最高の道徳たるのである。

明治天皇の下したまえる教育に関する勅語に、『皇祖皇宗を肇（はじ）ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹（た）ツルコト深厚ナリ 我カ臣民克（よ）ク忠ニ克ク孝ニ 億兆心ヲ一ニシテ世々厥（そ）ノ美ヲ濟セルハ比レ我カ国体ノ精華』とのりたまへるは、畏（おそる）しといえども今述ぶるの意に外ならぬのであって、予が百千の言説は唯勅語の御趣旨を敷衍（ふえん）するにすぎぬ……」

ここには神がかりのお説教があるにすぎない。しかし、こんな幼稚な言説が一時代の憲法学を支配していた。教育勅語は国体論と一体のもの、いやそれを強めるものとしてあったのだ。

国体論は一九四五年、大日本帝国の崩壊で旧思想に一夜にして変わった。そこに生まれたのが日本国憲法であり、教育基本法である。

（伊勢 太郎）

社会主義文献の世界的宝庫

向坂文庫の最大の特徴は洋書である。洋書は約一万タイトル、洋新聞・洋雑誌は五九三タイトルに及んでいる。研究所では寄贈を受けた後七年余の歳月をかけて整理、分類を行い、補修なども試みて、一九九四年三月に『向坂文庫目録Ⅲ（外国語図書）』を刊行した。また一九九五年一〇月に『向坂文庫目録Ⅳ（逐次刊行物）』を刊行し、洋新聞と洋雑誌のタイトルを収めた。

ドイツ語文献 さて、洋書は、独、英、旧ソ連、米、中、ロシアなど各国にわたっていて、そのジャンルも和書と同様に経済学、政治学、哲学、社会思想、歴史学、社会学、文学とじつに幅広い。とはいえ、その大部分はドイツ語の文献である。

このドイツ語の文献で何よりも注目されるのは、向坂が一九二二年～二四年のドイツ留学中にベルリンの古書籍商フーゴ・シュトライザントの店から購入したマルクス主義関係の文献である。向坂は留学中、二日とおかずシュトライザントの店に通い、第一次世界大戦後の猛烈なインフレの中、「戦勝国」日本の通貨の力もあって、マルクス、エンゲルス、レーニンの著書を中心に、ルーゲ、ラッサール、プルードン、カウツキー、ヒルファードディング、ローザ・ルクセンブルク、プレハーノフ、メーリング、ペーベル、リープクネヒト親子など革命家の文献を購入した。このとき大原社研の森戸辰男研究員もドイツに留学中で、研究所のため社会主義文献を買い求めているのである。向坂はこれ以来、六〇数年にわたってマルクス主義文献を系統的に収集してきた。

なお、二村一夫氏の調査によれば、洋書はドイツ語文献が全体の九〇%を占め、中でもマルクス主義を中心とした社会科学書が五八〇七冊でもっとも多い。次いで歴史書が一九六六冊、哲学宗教書が八四三冊、文学書五六一冊となっている。著者別で見た場合、マルクスの著書（エンゲルスとの共著も含む）が三九七冊と一番多く、次いでレーニンの二七七冊である。なお、エンゲルスの著書は九九冊、カウツキー九三冊、スターリン七二冊となっている。

稀覯本 洋書の中で文句なしに稀覯書としてあげられるのは、マルクス自身のあの独特な筆致で欄外に書き込みを行っている『資本論』第一巻の初版本と、ダーウイン著『種の起源』と同じ一八五九年に発行され、世界に三冊しかない『経済学批判』の初版本であろう。このうち『資本論』初版本は、じつは当研究所にもマルクスが友人のクーゲルマン博士に献呈した世界で唯一のサイン入りのものがある。しかしマルクスの書き込みがある『資本論』は他になく、まことに貴重なものである。

向坂文庫には、このマルクスと生涯行動を共にした、エンゲルスの著作のほとんどが揃っている。一九二八（昭和三）年六月、世界で最初に刊行をみた『マルクス・エンゲルス全集』の底本となった諸文献は、向坂が自ら集めたものであった。ついでに紹介すると、向坂文庫にはマルクスの『資本論』とエンゲルスの『共産党宣言』など主要文献に関して、ドイツ語はもちろん、英、仏、露、中の各国語版も揃っている。

洋書は一九～二〇世紀の文献が中心である。だが一八世紀に出版された文献も、例えば

ズユースミルヒの『神の秩序』（二七四二年）など、六冊ほどある。一九世紀中に発行されたのは全部で六四六冊ほどあるが、編集者のデナーがマルクスを高く評価し、マルクス自身多くの項目の執筆を担当した辞典『ニューアメリカン・エンサイクロペディア』は、稀観書の部類に入るだろう。

文献 社会主義政党関係文献では、ドイツ社会民主党とドイツ共産党の出版物が多く、大会記録、議事録などがある。国際社会主義運動でも、一八六四年に結成された第一インターナショナルの規約、同総務局の『議事録』（英語版四冊）をはじめ、第二、第三インターナショナル関係のものも多い。当研究所にも、ドイツ社会民主党関係で一五〇冊、共産党関係で四九〇冊、さらに第一、第二インター関係で九〇冊、コミンテルン関係で一七〇冊余の文献があるが、これに向坂文庫の関連文献が加わった結果、当研究所は、大内力氏の言葉を借りれば、「社会主義文献の世界的宝庫」となっているのである。

二〇世紀に入ってから文献では、第二インターナショナルを理論的に指導したカウツキーの著書が『プロレタリアートの独裁』（一九一八年）をはじめ九三冊ほどあり、さらにレーニン、クロポトキン、トロツキー、プレハーノフ、バクーニン、スターリンなどロシア革命の舞台に登場する人物や、ロシア革命史に関係する文献も多い。このほか、向坂文庫には、一七八九年のフランス革命と一八七一年のパリ・コミューンを中心とするフランス近代史や社会思想に関する文献も少なくない。

社会主義以外の文献をあげると、経済学関係ではスミス、マルサス、リカード、ミルらイギリス古典学派の文献（和書でもほぼすべての著書がある）や、ドイツ歴史学派のリスト、ワグナー、ゾンバルトらの文献も多い。哲学、思想関係では、イギリス自由主義者のロックに関する文献もあるが、カントやヘーゲルなどのドイツ観念論哲学やデイドロ、ヴォルテール、グランベールなどフランス啓蒙主義者のものも目立つ。

洋新聞 洋新聞についても紹介しておこう。向坂文庫の洋新聞は、和新聞とくらべてタイトルとしては少ないが、稀観紙ばかりである。洋新聞は洋書と同様に、ドイツ関係が中心である。また時期的に見た場合、一九一〇～二〇年代の新聞が中心となっている。なお、稀観紙のうち一九世紀の新聞については、一八四三年にルীগがマルクスの協力のもとにヘーゲル左派の機関紙として創刊した『独仏年誌』、一八四八年ドイツ三月革命期にケルンで発刊した『新ライン新聞』、一八七六年に発刊されたドイツ社会民主党機関紙『フォールヴェルト』（『前進』）、ビスマルクのドイツ社会民主党弾圧後、エンゲルスが亡命中のスイスとロンドンで発行した非合法新聞『ゾツィアルデモクラート』（一八八一年）などを例示的にあげておこう。

洋雑誌 洋雑誌についても貴重なものが多い。一例として、カウツキーが編集にあたったドイツ社会民主党機関誌『ノイエ・ツァイト』（一八八三年）、ドイツ共産党機関誌『インテルナツィオナレ』（一九一五年）はじめ、ルীগらヘーゲル左派の機関誌『ドイツ学問芸術のためのハレ年報』（のち『ドイツ年報』と改題）、さらに『ニューロシア』（一九二二年）、『レーバーヘラルド』（一九三四年）などをあげておこう。これらの雑誌も、他ではなかなか見られないものである。

（吉田 健二、大原社会問題研究所雑誌、二〇〇〇年一・二月号より）

渡辺治先生、どうしたの

—総選挙分析、共産党の敗因をめぐって—

敗北の原因は

さきの総選挙では与党が後退したものの、選挙制度の詐術により安定多数を確保する一方、野党は前進あるいは復調したにもかかわらず、共産党のみが、躍進するとの事前の予測や願望にもかかわらず、明らかに敗北を喫した。

不破執行部は、この原因をもっぱら投票日前にまかれた、いわゆる「謀略ピラ」に求められている。開票中のテレビ中継から、選挙制度のことには一切触れもしないで、「謀略ピラ」の影響を興奮気味に強調し、その一面的な分析に各方面からの失笑をかっていた。

我々は別に共産党の後退を喜ぶものではないし、路線上の誤りと独善的な体質を一日も早く克服し、日本の階級闘争の前進に寄与してもらいたいと考える。しかし、そのためにもこの間の反労働者的・反革新的・議会主義的誤りを明確にすべきであろう。特に最近では、共産党の「柔軟路線」なくして国旗・国歌法の制定もなかったはずであるが、日の丸・君が代の法制化がはやくも全国の職場・地域に取り返しのでない害悪をもたらしていることは、周知のとおりである。

実は党内においても、かねてより不破執行部を批判するグループが、「党指導部のこの間の右傾化路線が、最も信頼すべき革新的支持層の間に幻滅と困惑を作りだし、それが選挙結果に重要な影響を及ぼした」と分析している。「保守層の意識に追隨することで右にウイングを伸ばそうとした指導部の戦術は、一方では保守側の猛烈なまき返し（「謀略ピラ」）によつて挫折し、他方では、本来の基盤である革新系の有権者を裏切ったことで、その完全な破綻を証明した」というのである。

渡辺氏が救いの手？

このような議論が生産的に展開されることは好ましいことであろう。ところが、このような党内世論に本来立脚しているはずの研究者のなかから、不破執行部に対して救いの手がさしのべられているのである。他でもない、一橋大学教授渡辺治氏である。

言うまでもなく氏とこれに同調するグループは、『講座現代日本』全四巻（大月書店）に集約されるような、多国籍企業を基軸とした現代帝国主義分析を党綱領に接ぎ木することによつて、主観的には共産党系の現代資本主義分析を急速に実態にキャッチアップさせた。しかし、その分析は党中央の許容する路線を超える内容をはらっており、不破執行部からは、つとに要注意とされてきていた。

その渡辺氏が、今回は不破執行部への助け船のような選挙総括を行っている。具体的には、「自治労連・地方自治問題研究機構」からのインタビューに答えるかたちをとっているが、従来より自治体運動の関係者には氏の信奉者が少なくなく、一方選挙闘争には多く動員されている部隊でもあり党中央への不満・疑問も醸成されている部分であることから、注目される。

氏によれば、「今回の総選挙で、もつとも議論されなければならなかった争点は、不況の克服をどんな形でやるのか、すなわち、消費税増税などを中心とした税制改革や社会保

障制度の切り捨て、行革や規制緩和など、大企業優先の新自由主義改革という形でやるのか、それとも大企業を規制して新自由主義改革で犠牲になっている農村や都市の自営業、中小零細企業の労働者など、弱小産業、労働者たちの福祉を充実し、国民経済を再建する形で不況を克服していくのか、という点であった」という。

氏のいう「新自由主義改革」とは、いうまでもなく、八〇年代後半から多国籍企業化した大企業の政治に対する要求の二本柱、「対外的には多国籍企業の海外での活動の自由と特権を守るための軍事大国化」と「国内的には大企業同士の世界市場での競争に勝ち抜くための新自由主義的な改革の強行」のうちの後者、という意味である。さらに、従来の自民党は、その支持基盤に、農村や都市自営業という新自由主義改革の犠牲者となる部分を抱え込んでおり、多国籍企業の要求に財界の主張においてそれとは乗りにくかった。この間の「政治改革・政界再編」とは、「多国籍企業の要求に応じられないような既存の政治―マスコミは利益政治とか、バラマキ政治とかいうが―を構造改革する必要性からきていた」。

氏によれば、九八年参院選で左右からの新自由主義改革批判に挟撃されて敗北したことにより、自民党は戦術を転換し、「政権延命のための政治的決断」として「新自由主義改革を、景気の回復までは後ろに隠し、大規模な従来型の公共投資・財政出動を行い、しかる後にそのツケも含めた形で、新自由主義改革を二一世紀のはじめに強行するという路線」をとるようになった。これが橋龍から小淵・森への流れである。

そして今次総選挙では、与党側は「徹底した新自由主義改革『隠し』をやった」。それに対して野党の民主党は「新自由主義改革の『即時断行』という形で対決点を示した」のだという。その結果、公共投資によって、農村部においては「かろうじて新自由主義隠しにある一定程度成功」するとともに、「都市部においては、新自由主義改革の犠牲をこうむる都市下層を支持基盤にする公明党の積極的な協力を受けて、全体としては何とか二三議席くらいで減少を食い止めた」。

一方、民主党は、民主党の政策に対する支持ではなく、「政治をかえたい」「自民党政権を何とかしたいという、国民の怒り」を吸収したのであるが、同時に「課税最低限の引き下げ」の主張に「非常に象徴的な」「新自由主義改革の断行路線」にも都市部の中流・上層の一定の評価が現れたことを、渡辺氏は重視するのである。

そして、「自民党政権が新自由主義改革引き延ばし政策をとったために、自民党政権に対する左からの不満も右からの不満も一緒にして民主党が吸収した結果になった」のである。「共産党が後退したのは、争点がずらされて、新自由主義対福祉経済による不況克服という本来の争点が見えなくなったからである」「本来国民のなかで打ち出されるべき、新自由主義改革の是非をめぐる争点が明らかに矮小化されて、そのスピード・順序をめぐる争点になってしまった」とまとめる。

逆転した(?) 民主党への評価

では、なぜ共産党は、本来の争点による闘いができなかったのか。氏自身の言葉によれば、九八参院選でも「自民党のやり方では国際的な大競争時代の日本の資本主義を再建していく課題から見ると、不十分である」との不満から、大都市ホワイトカラー層は自民党から離れ民主党に流れ込んだ、のであるし、この時は「共産党は、新自由主義の犠牲にな

って自民党政離れを起こした層の怒りを吸収して躍進したのである」！

そして、今次総選挙では、「もう一つの争点隠し」である「日本の軍事大国化の野望」に対し、『頑固に憲法、元氣に福祉』というスローガンを掲げ、ほとんどこの問題しか争点にしなかったにもかかわらず「土井社民克は前進したのである。渡辺氏は、「旧社会党や共産党を支持してきた国民の三分の一くらいはの勢力のなかには、明らかに自民党政権の軍事大国化への懸念があったということだ」ともいう。

問題は明らかである。この三分の一勢力のなかで、前回旧社会克を離れ共産党に流れ込んだ票―いわゆる「雨宿り」の票や、伝統的共産党支持票のかなりの部分が、前回の到達点を党の自力で獲得した地平、固い支持と錯覚し、さらにその右側の勢力を取り込み、民主党にすり寄って政権党に接近しようとした不破執行都の期待に反して、共産党に背を向けたのである。

ところが、渡辺氏は敗北の客観的背景や敵階級の戦術を語っても、党中央の主体的責任を問おうとはしない。それどころか、今次の「反共謀略」キャンペーンについて、七六年ロッキード選挙の際の、保革伯仲下の共産党後退を生んだ反共キャンペーンとの類似性を指摘し、さらに「今回の反共のネガティブキャンペーンというのは、それ以上に戦略的意味があった」という。「新自由主義か、新自由主義を阻止して福祉経済か」という争点のために、「民主党と共産党を分断する」ということが戦略的なねらいだったのだと！

たしかに与党の側は民主党たたきのために反共キャンペーンを利用した。しかし渡辺氏という「戦略的意味」は過大評価もいところであり、結果として不破執行部の右傾化路線を擁護するものとなってしまっている。労働組合出身議員の比率が8%にも満たなくなり、「全体として民主党は改憲政党に変わりつつある」という渡辺氏は、たしか総選挙の前も、共産党と組んで新自由主義改革を止める政党などという位置付け、百歩譲って「自民党の公共投資優先の景気回復路線に対決して、公共投資と福祉の逆転を直す」政党としての位付けを民主党に与えたことはなかったはずである。

このような渡辺氏の首尾一貫性の欠如・党中央への迎合は、党内で不破路線を批判し、例えば小選挙区であっても兵庫三区では、公認候補を立てず新社会党と共闘していれば岡崎宏美候補は当選していたであろう、と革新と護憲の大義を訴える人たちを落胆させるだけであろう。(U)

* なお、上記引用のインタビューは「自治労連」のホームページにリンクしている
「地方自治問題研究機構」のサイトで全文が読める。 <http://www.jichiren.or.jp>

【親愛なる国労組合員の皆さんへ】二〇〇〇年九月二日

「四党合意」の是非を問う

全組合員の一票投票に問題あり(上)

「四党合意」の受諾をめぐり注目されてきました国労第六六回臨時全国大会統開大会が八月二六日、東京・社会文化会館で開催されました。

大会では、「四党合意」の採決が行われず、高橋義則中央執行委員長の特別発言(以下、「特別発言」という)が、代議員の拍手で「承認」され、約一〇分で終了しました。

「特別発言」では、「四党合意」については、「全組合員の一票投票にその賛否求める」ことにし、執行部はこの間の混乱を招いた責任を取り、次期定期全国大会で信を問うことを言明しました（大会後の記者会見では、総辞職すると表明）。

私は、すでに『窮鼠猫を噛む』（七月下旬・本誌第七七七号参照）と、『私の訴え！ 続開臨時大会を前に』（八月二一日）の文章を出し、「四党合意」の問題点を指摘し、反対の立場を明らかにしてきました。今回は、「特別発言」で提起されました一票投票の問題点を明らかにし、皆様のご理解を得たいと存じます。

1、一票投票の根拠と位置付け・目的（本部指令第一〇号）

中央本部は八月三一日、中央執行委員会の決定を踏まえ一票投票の実施について、指令第一〇号を発出しました。その主な内容は、①全組合員による直接無記名の一票投票とし、②投票期間は九月二六日～九月二九日まで、③投票結果の是非については組合員の投票資格者総数の過半数とする、というものです。指令第一〇号には、一票投票を実施する根拠と、位置付け及び目標について次のように記載されています（要約）。

- ①規約第二二条（大会の決議事項）の一三項（その他重要事項）に基づく
- ②続開大会で「特別発言」が全体の拍手で承認された
- ③組合民主主義を大切にし国労組織の統一と団結を図る
- ④J R 不採用問題の早期全面解決を図る
- ⑤「四党合意」の受入について全組合員の意志の集約を図る
- ⑥そして、政治の場における到達点や解決の枠組みとしての「J R への採用」「和解金の支払い」「健全な労使関係の確立」等要求の実現に向けた決意を固める

2、一票投票は続開大会で決定されたのか

ところで、指令第一〇号の冒頭で、続開大会において「全組合員の一票投票で是非を求めることを決定した」と述べている点については、大いなる疑問を持たざるを得ません。

「特別発言」の内容を要約すると、

- ①闘争団との意見交換・合意形成が不十分であったことを率直に認める
- ②オルグ等で示すと言った具体的な前進のないまま、臨時大会を迎えざるを得なかったことは事実である

③組合民主主義の問題として、職場討議が十分できる時間的保証と情報の提供が不十分であり、大衆行動も自粛傾向にあった

④一四年に及び闘いを支えている学者・弁護士・支援共闘関係者等は、今日の国労の混乱した動向に憂慮し、批判的に見ていることは事実であり、十分な理解が得られなかったことを率直に反省し、関係修復を図らなければならぬ

以上の四点について、中央本部の反省・謝罪とも受け止められることを述べた後に、第五として、「執行部提案の採決を行わず、組合民主主義の観点から、『四党合意』について、全組合員の一票投票を行い、その賛否を求める」と述べたものです。

「特別発言」終了後、議長は「ただいまの高橋中央執行委員長の特別発言を拍手で確認していただきたいと思えます」と代議員に呼びかけ、拍手があり、「特別発言が承認されたことを確認をいたします。これをもって続開大会の議事をすべて終了します」とし、議

長団が退任し、統開大会は午後一特二一分に開会しました(以上、大会議事録より引用)。
そこで問題になるのは、

①「特別発言」は何を意味しているのか、

②「拍手で確認した」ことは、決議事項なのか、ということです。

第一点の、「特別発言」は何を意味しているのかです。

委員長の「特別発言」とその内容は、組合員及び代議員に事前に知らされておらず、前述したように、この間の混乱に対する中央本部の反省を含めた見解を示したのに過ぎません。もちろん、大会に追加議案として書面で提出されたものでもありません。

「特別発言」の最後は、「…国労組織が総決起するよう訴えて、あいさつとさせていただきます」と締めくくっています。ようするに、「特別発言」は追加議案ではなく、あくまでも委員長自身が述べているように「あいさつ」であることは明白であります。とうてい議案としてみなすことはできません。

第二点の、「拍手で確認した」ことは、決議事項なのかについてです。前述のように、議案でないものを拍手で確認しても大会決議としての効力を持たないことは明白です。

国労の議事規則第三条では、「大会を招集するときは、中央執行委員長が一ヶ月以前に開会の日時・場所・目的・議案その他参考事項を通知する。但し、臨時大会はこの限りではない」と定めています。

今回は臨時大会(統開)なので、一ヶ月以前に議案を通知しなくても良いのですが、決議事項ならば、議事規則第三条に基づき大会直前であっても議案を通知しなければなりません。したがって、事前通知もない委員長の「特別発言」が議案として認められるものはありません。

臨時大会(統開)の議案は、あくまでも七月一日の臨時大会で提案されたものと、修正動議だけです。したがって議案でもない「特別発言」を拍手で確認したという意味と効力は、たんに「特別発言」を委員長のあいさつとして代議員が聞いたものでしか過ぎません。もし、「特別発言」で述べた一票投票の実施を議案として扱うならば、次のような手続きを必ず経なければなりません。

①事前に追加議案として議事運営委員会に提出し、議事運営委員会で審議し、その結果を本会議に報告する(議事規則第一三条)。

その前提として、一票投票が規約にないため、規約改正(第二二条)と、その実施の細目を定めた選挙規則の改正(第三〇条)も同様に議事運営委員会で審議し、その結果を本会議に報告する。

②議長が、それを受け追加議案とすることを宣言し、中央執行委員会から改めて提案する。

③議長は、追加議案となった一票投票を実施するための規約改正と選挙規則改正の是非と、一票投票の実施を代議員に諮る(質問・意見を求める)。

④議案の採決時は議場を閉鎖し(従来から実施している)、改めて出席代議員数について代議員証の提示を求め、三分の二以上の出席を確認した後(規約第二〇条)に採決をしなければならない。

今回は、これらの手続きをいっさい行っていません。正規の手続きを怠った決議が、有効だと言えないことは明白です。手続きは民主主義の最低要件です。この手続きを無視し、

自らの意志を通そうとする権力者を、俗に「独裁者」と言います。

百歩譲っても、今日のような「特殊な状況下」での一票投票を今回限りの特例扱い（超法規的手段）として実施する場合であっても、「特別発言」後に書記長が追加議案として、その手続き・投票方法・効力等を提案し、議長が代議員に諮る（質問・意見を求める）ことは必要最低条件です。わずか約一〇分で終了した統開大会であっただけに、これらの手順を踏む時間的余裕は十分にありました。

それもせず、議長が「特別発言」後、ただちに「拍手で確認」を求めたことは、代議員に一票投票実施の是非を求めず確認したものであり、代議員の議論（質問・意見）を封じたということになります。

これらを全部無視して「決定」させた議事運営委員会及び議長の責任は重大です。また、代議員も、議長の議事進行に異議申し立てもせず、拍手がどのような効力を持つのかも考えず行ったとするならばその責任は免れません。

各種決起集会で「決議文」を読み上げ提案後に、「拍手で確認」を求めることのような扱いとはまったく違うのです。言うまでもなく、全国大会は集会ではありません。「全国大会は組合の最高決議機関」（規約第二二条）であり、議案を決議するために開催されているのです。前述した手続きが必要なのです。「拍手で確認され決定された」との指令第一〇号は、この初歩的な区別さえもつかず、混同したものです。

以上の観点から、一票投票が統開大会で決議（決定）されたことにはならず無効です。

3、一票投票は規約になく無効である

何度も述べていますように、一票投票は規約にはありません。

指令第一〇号では、「規約第二二条の二三項に基づき、全組合員の一票投票を実施し、その是非を問うこととした」と、一票投票の根拠を述べています。

規約第二二条は、全国大会の決議事項を定めたもので、いわば全国大会でしか決定できない事項です。そこには、綱領の改廃及び規約に関する事項、運動方針、予算と決算、統制処分等の一三項目を定めています。

今回は、一三項で定めている「その他重要事項」に基づき実施することという指令です。

しかし、一票投票を一三項の「その他重要事項」に適用させるには無理があります。

その理由の一点は、統開大会後の記者会見で委員長は「規約には一票投票はない」と答えています。規約にないことを知っただけで、委員長自身が議案提出の手続きを経ない「特別発言」を決定させること事体が、組合民主主義を無視したものです。

その二点は、一票投票が「その他重要事項」に該当するの点と改めるかという点です。改めて述べるまでもなく、「全国大会は組合の最高決議機関」です。その全国大会で決議するものは、全てが重要事項なのであって、前述したように規約第二二条はその具体的な事項として一三項目を定めているのです。

一二項目以外で通常考えられない事項について、一三項で「その他重要事項」と定めているのです。その意味からしても、まさに「その他」なのです。

では、一票投票が一二項目以外で通常考えられず、決議事項の中で具体的に定められない事項なのでしょう。答えはNOです。

なぜならば、一票投票と類似している事項に、一二項で「同盟罷業に関する事項」が明

記されています。同盟罷業とはストライキです。第二二条の最後では「但し、同盟罷業は第五八条によらなければ開始することはできず」とし、それを受けた第五八条で「同盟罷業権の行使は、組合員または(省略)代議員の直接無記名投票による過半数の賛成を得なければならぬ」と定めています。これが「スト権一票投票」と言われているものです。

最近では、組合員の投票ではなく、後段で定めている代議員の直接無記名投票で実施されているのが現状です。しかも「同盟罷業権の行使」は、あくまでも闘う体制の確立のため実施されるものであって、今回の「四党合意」の是非を問うこととは意義が違います。

最近、各自治体で実施されている住民投票(詳細は後述)は、自治体の住民を二分する重要な政策決定や、重大な決断を迫られる事項に対して、住民の意思を地域の政策に反映させるために実施しているのであって、決して「その他重要事項」ではないのです。

労働組合でも、一票投票を実施する事態は同様です。「四党合意」の受諾をめぐり組合員が二分されている今回の事態は「その他」でないことを物語っています。したがって、一票投票を直接民主主義として実施するならば、その意義の重さを考慮し、一二項の同盟罷業と同様に別項目として規約に明記する必要があります。

つまり、規約第二二条の一三項として「一票投票に関する事項」を挿入した規約改正が絶対必要なのです(したがって、現行の一三項の「その他重要事項」は一四項に改正)。加えて同盟罷業の但し書きと同様に、その行使について別に定めなければなりません。

委員長はこのような規約の欠落を知って、記者会見で「規約には一票投票はない」と答えたものと推察します。にもかかわらず、一票投票の根拠を規約第二二条一三項に基づき実施することは、組合員を愚弄し、規約を違法に拡大解釈したものであり違反です。

また指令第一〇号では、一票投票の実施に当たっては「実施要綱」によるとしています。

「実施要綱」は、今回の指令第一〇号で初めて示されたものですが、本来ならば事前に公表又は決定しておくものであり、泥縄との指摘をせざるを得ません。「実施要綱」では、「選挙規則を準用する」としていますが、選挙規則は主に代議員選挙の取り扱いを明記しているのであって、準用にはなりません。

また、「投票を厳正に行うために『投票管理委員会』を設置すること」としていますが、これも規約や選挙規則にはありません。その構成も明らかにされていません。詳細は省略しますが、このように「実施要綱」には多くの問題点と欠落があります。

まさに、このことからしても指令第一〇号で「規約第二二条の一三項に基づき、全組合員の一票投票を実施し、その是非を問うこととした」と、一票投票の根拠を述べているのは規約違反であり、無効です。

規約に基づき組合運営を行うことは、組合民主主義の原点です。それを自分たちに都合の良いように解釈し運用することは中央執行委員会の「権力の濫用」であります。「権力の濫用」は民法第一条で許されていません。(つづく・仙台闘争団 佐藤 昭一)

“民”の英知がくらしを高め、政治を変える

—吉野川可動堰反対運動に学ぶ旅—

可動堰住民投票で、九〇%以上の「反対」を意志表示した徳島県吉野川へ亀井静香自民党政調会長らが公共事業見直しのため視察、意見聴取で現地入りした翌日の八月二二日、

「平和運動と地域共闘の前進をめざす奈良県連絡会」は、吉野川可動堰反対運動に学ぶ旅（团长・稲葉耕一）を実施した。参加者は十名（教組八、自治労2）。

車で明石海峡大橋を通ってきた私たちは、まず現地受け入れ団体の新社会党徳島県本部の事務所を訪れ、前回参議院選に立候補した元気な大先輩の矢野和友さん、「可動堰・ダムに反対する県民の会」代表で、県議の谷口修さん、来年参議院選立候補予定者で、書記長の高開千代子さん、反対運動の大切な情宣原稿の第一人者の藤澤晃さんの歓迎を受け、代表して谷口さんより「可動堰は百害あって一利なし」と説明を受け「現場へ実際に行ってみよう」と車に分乗して、吉野川の北側の道を上がっていった。

「奈良県吉野川より大きいな」「奈良県の吉野川は中流、上流や、下流の紀ノ川は大きいよ」「あつそうか」。吉野川から分水している旧吉野川や六条大橋南側、そして第十堰にて説明をうける。「びっくり」。谷口さんは党の宣伝カーのマイクをにぎってしゃべり出す。私たち十人だけでなく周辺の人々にも聞いてほしいと願いをこめてだろう。

第十堰のところでは「約二五〇年前江戸時代につくられた自然をこわさない堰」「知事はじめ賛成派が可動堰をつくりたいわけはうそ。ごまかしでっちあげ」「第十堰が原因で水害や堤防が危険なほどの大水が出た記録がない」「このこと関係ない地域こそ危険なのに改善に力を入れない」等、自信にあふれて「可動堰は必要なし」と訴えてくれた。

「百分は一見にしかず」である。矢野さんや藤澤さんからも説明をうけ「第十堰はうまくできてるな」と先人の英知と汗の結晶に感心し、「可動堰反対」の根拠を学ぶことができた。

現地から帰るとき、走る車で谷口さんは、マイクをにぎり元気な声で「住民のみなさん！可動堰建設反対計画は白紙撤回まちがいないしです」とくりかえし、くりかえし報告しながら、私たちが泊まるホテルまで先導してくれた。夜は党から、さらに二名加わってくれて地ビールの店で夕食交流会をもってくれた。再びのくわしい自己紹介のち、高開さんより住民投票（投票率五五％、反対九〇％）を成功させたのは、あらゆる人が、あらゆる方法を創意・工夫して運動に取り組んだこと、新社会党がいち早く「反対」を明確にしたことなどくわしく運動の報告を聞き、運動交流やいろいろな話して交流会が盛り上がった。

「阿波おどりを一度見たい」との参加者の声で、交流会後、高開さんが引率してくれて阿波おどりに会館へ。見るだけでも楽しいのに、前へ私たちも出て楽しくはじめての阿波おどりを踊った。仲間の一人（天理教組の女性組合員）は「おどりじょうず」だとして賞状とペナントをもらった。交流深まる楽しい夜だった。

二日目朝、高開さんは、ホテルまで見送りに来てくれ、すだちと鳴門きんとん（徳島特産）のみやげまでいただいた。恐縮、感動である。

「年配者があのからい元気で活動的だと、後輩もやるよね」「高開さんってすばらしい活動家であるうえに、人間としてもとてもいい人やね」「参議院にああいう人こそ当選してほしい」「奈良県も候補者できれば支持して全力でたたかうぞ」などと車中で言いながら、帰りは藍染の藍の館（藍住町歴史館）見学と舟での奇勝大歩危峽めぐりをして、瀬戸大橋を通って岐路についた。

「民衆の英知がくらしを高め、政治をかえていく」「民衆こそ歴史をつくる主人公である」ことを今回の旅で学ばせてもらった。働く民衆の中心である労働者と、働く民衆の代表である政党のあり方も考えさせられた旅であった。

（奈良・稲葉 耕一）

納得いく医療の確立

—この夏、ふたりの母の経験から—

津から土浦へ 三重県津市でひとり暮らしをしていた夫の母が脑梗塞で倒れたのは七月十一日。言語中枢など左脳全体がその機能を失い、点滴と簡単なリハビリのマッサージだけの入院生活がつづいている。目を開いて周囲の動きを追い、孫たちをみる目は優しく、娘をみる目は安心しきり、母の姉妹たちには泣き顔をみせる。「嫁」の私のことは厳しい目でみつめる？など状況判断できるのかなと、私たちはちよっぴり喜んだりもしているこの頃である。

八月六日夕方そんな思いで、三重から名古屋を経由して東京へとむかった。近畿地方で地震があったとかで名古屋駅は大混乱。ともかく早く着きたい私は「のぞみ」に飛び乗ったが車輦の中も大騒ぎ。池袋から秩父に向かう団体客は最終に間に合わなくなる。「ホテルを探さなくては」と叫び、携帯電話で連絡をとり続けた。他の乗客たちは「二時間遅れば払い戻しがあるよ」と時計とにらめっこ。「一時間五八分遅れだった。JRはきかないよな。二分の違いで払い戻しなしだもんな」東京駅が近づくにつれ車内はざわめいた。くたびれきって新幹線ホームをあとにしたが、そのまま東京の家に帰る気にはならなかった。三重を出るとき実家の父と電話で話をしたことが、妙に気になりはじめた。

母の容態がおかしい 八六歳の私の父は「寝たきり」の八二歳の母を一七年間在宅で介護している。今年の五月二十九日、母の兄が八九歳で死んでからというものの食欲がなくなり、沈み込み父も不安がっていた。近くの主治医によく診てもらっているが「金曜日夕方から日曜日にかけては休診で心細い。月曜日の朝はホッとすると父の口ぐせだ。今日も日曜日だ。予定を変更して、東京駅から上野に向かい茨城県の土浦に直行することした。

土浦に着いたのは夜の十一時。いつものように母に声をかけた。口数少ないながら、いつもは私の話にうなずき、母もひとことふたこと話かける。七月三日の時には「三重のお母さんどんな具合」と質問もあったが、今日はなんの返事もなかった。顔に手を当てるのと熱っぽい。うなっているようにも思えた。ベットを並べている父を起こし体温を計った。

「今日は夕食たべられなかったんだ。きのうの晩は食べたが吐いてしまつて……」と母の近況を口早に話してくれた。体温計はみるみる上がり、脈は一二〇。「これは大変だ」と、救急車を呼んだ。救急車に乗せるやいなや心電図をみながら、ピストルのような大きな体温計で耳穴での体温をはかった。三九度五分。血圧は上が五〇で下ははかれない。大あわてで、近くの高度先進医療が中心の大病院に運ばれた。検査をやるので待機するように云われ、不安な気持ちで分厚く重いドアで堅く閉ざされた診察室を見つめていた。

うちは老人病院ではありません 一時間ぐらいして、若い担当医から説明を受けた。「高熱と脱水症。胸の写真は肺炎の気配はないが、その恐れがあるので抗生物質の点滴と解熱剤の座薬を使う。書類を見てびっくりしたが、八六歳のおじいさんが看病をされているのですね。酷ですがこの病院は老人病院ではないので、家庭の事情で直ちに入院させるわけにはいかない。しかし、積極医療を希望するならさわめて短期間入院させてもいいですよ」と確認を求められた。「積極医療って？」と即座にたずねると、「最初から検査をして原因

究明をし、延命のための治療なども積極的に……と。私は返事に窮していた。「では点滴をやりながら朝まで様子を見ることにしましょう」と担当医の助け船が入った。

点滴と座薬の効果はものすごかった。枯れ木に水をやるが如く母は元気を取り戻し、二時間後の朝三時ごろには、横のマル椅子に付き添っていた私に声をかけてきた。ホッとしたとたん私は疲れがどーとでてきて新聞紙を床に敷き横になった。すると、「この分なら朝にはきつと家に帰れますね」「今日は患者さんが少ないんでベットが空いています、この簡易ベットを使つていいですよ」と看護婦さんがやさしく声をかけてくれた。

その日の救急病棟は二〇人ほどであったが多いたきには一〇〇名を超えるという。朝七時、八時までには家に帰るように云われ二日分の飲み薬をいただいた。予約制の寝台タクシー会社を紹介され、九時半の予約が取れて帰宅することができた。一七年間寝ているいつものベットに横になり母は安心した顔を見せたが、薬も水も飲むことができなかつた。

午後近くの開業医の主治医に往診をお願いした。点滴の差し替え方、針のぬき方などの特訓を受け在宅で治療することにした。しかし旧盆の前後、主治医は休診し外国に出かけたという。とたん不安がつり、その間どこか病院を紹介して欲しいとお願ひしてしまつた。いま考えると、主治医の指示で訪問看護ステーションの看護婦さんをお願いする方法もあつたのだが。

「人工心肺」はノー翌日、母は入院することを嫌つたが、食事が食べられるようになるために病院で診てもらおうと説得して寝台タクシーで家から車で一五分のところにある総合病院に入院した。簡単な問診とレントゲンなどの検査があり、看護婦さんからいくつかの注意事項をいただいて、さっそく六人部屋の病室で点滴が始められた。

入院四日目の十一日には母は好転。食事がしたいと訴え、面会にきた父と弟の妻に話しかけた。しかし、食事は入らず翌日の入院五日目の十二日の土曜日の夕方には手足が濃い紫色になり危篤状態に陥つた。看護婦さんが「酸素を多くしました」と云っていたが、悪化するばかり。思わず手足をさすっていると紫色は消え、いつもの母の肌色になつてホツとした。ふと時計を見ると時計は夜の八時、三時間ほどたつていたのだ。当直の女医さんが看護婦さんと小走りにやつてきて、今日の血液検査の結果では白血球が二万、炎症反応が二十一。普通だと五千と一だ。若い人でも重症の状況。老人がこれだけのデータであることは大変なこと。「会わせたい人がいればなるべく早く」というのだった。弟夫妻や父、甥を呼び皆で心の中で母に最期の別れを告げた。「人工心肺など延命措置は」と問われたので、相談し「ノー」と答えた。

母は日曜日朝四時頃から呼吸の仕方が変わった。それまで酸素の手助けを受けながら鼻で吸い込み、口ではいていたのだが、口でも吸い込み、口ではく、だんだん呼吸は荒くなり肩でも息をしているようだった。さらに口で大きく二度吸い込み、口ではくなどさまざまな工夫をこらし全身の力をふりしほり必死に頑張りはじめた。生きる意欲を見せているようにも思えたが、かほそく見える母がこんなに頑張れるのかと思うと不思議でもあり、驚きでもあつた。「もう頑張らなくつてもいいよ」とも云いたかつた。

この母の姿を見たたん、父は顔から血の気がひいた。思わず私は「かあさんは生きていと頑張つているんだから……。苦しいんじゃないんだから」と父にむかつて怒り声で叫んでいた。そんな私も一人になると涙が止まらない。こんな時人工心肺をつければ楽になる

のだろうか：と、ふと動揺した。その日の父の日記には「とても苦しい様子。見かねる」とあった。状況は悪化の一途をたどった。

十四日月曜日午後の回診では「点滴の栄養分も受けつけなくなっている」「長年のリウマチ治療のステロイド剤などの副作用でか、心臓が肥大し弁もガタガタ。冠状動脈などで血液が渋滞し、それがにじみ出てきて肺を汚している」と告げられた。手足が腫れてきた。マッサージをすればその部分の腫れはひいたが移動するだけだった。それでも毎日三時に面会に来る父には手足がパンパンに腫れているところを見せたくない。その一心でマッサージを続けた。しかし、数時間かければ手の腫れがひいてホッとするが、今度は腕がふくれあがり、だんだん顔が腫れてきた。タンが多くなって苦しそうで見ていられなくなつた。その時、顔が腫れていることは内部の喉も腫れているのではないかと、手足の腫れを顔にまで移動させてしまったことを後悔した。明け方にかけて顔のマッサージをしていると、おだやかな顔になった。しかし、今度は首と胸が腫れてきた。その日の夕方、母は動脈硬化症による心筋梗塞で息を引き取った。

医療とはなんなのか 思わずおこなつたマッサージが母を殺したことにものなるのか。私は苦しんだ。看護婦さんは「ここまで来ると何が悪くって何が良いなんて言えませんよ。それより一七年もの長い間よくここまで頑張つてこられました。最後までお母さんと一緒にいてあげられたことも良かったですね」と励ましてくれた。内科医をしている従兄は「最期に看取つたそこにいた人の努力を一番信頼するよ」と云つてくれた。

それにしても母の場合、一七年間の父による在宅介護に比して病院での一〇日間は余りにも過酷に思えた。母の希望で最期まで在宅でと、父は介護を始めた七〇歳から介護教室や料理教室に通い、「在宅介護者の会」で交流しあいながら、八六歳の八月六日まで一日も欠かすことなく母の介護をつづけた。その父曰く「病院に入院したこと。最期はオレが殺したとみられないですんだことは良かったよ」と。長い間の父の介護人生の、その苦勞が伝わってくる一言だった。

三重で入院している夫の母は点滴だけの二ヶ月間を終え、胃に穴をあけての流動食に変わる。あと一カ月で入院後三カ月。「この病院から出ていって」との勧告も受けている。私には過酷と思えることの連続だ。病院の流れに自分の気持ちがついていけない私。医療についての知識不足の故からであろうか、病院で主治医と自由に何でも話し合える人間関係をつくることは難しい。納得いく医療の確立、実に遠い道だと実感した。医療・保健・福祉の制度全体が大きく揺れ動くなかで、さまざまな立場からその改革が叫ばれているが、患者の気持ち、利用者の気持ちが変わるような改革であつて欲しいと心から望む。

(滝野 嘉津子)

◇ 読者からのおたより ◇

さらに応援 私の文章を採用して下さりありがとうございます。今回の経験(権力にしいたげられた方々の生の声、そしてそれに屈しない強い心と団結力)は、日常生活では得られない貴重なものだったと感じております。これからも国鉄闘争が勝利を得られる日まで応援します。(自治労・A) 編集部より 音威子府の家族にはみんな心打たれるんですね。ファンになって、そしていっしょにたたかつて。

正義を 社会主義の言葉が風化している今日、鞍馬天狗が革命を追求する人物像だったことがすこ

く新鮮でした。国労統開大会が迫っていますが、正義の闘いをボイコットする本部の姿勢は許せませんね。それにもまして、社民党には憤りを感じています。(北海道・S)

編集部より 正義は常に少数より始まります。二つの国労大会はそれを示してくれました。

不透明な慰安婦基金 少し前ですが、三木元総理の夫人・睦子さんが自民党の原副議長とペアで、民間からの募金活動を行いました。私は国が保障すべき、国が戦争加害を全面的に認めるべきだと強調しました。原、三木さんは民間からの基金を中止しました。(岡山・K)

編集部より 国が法的責任から逃げつくったのがこの基金です。アジアの国々もKさんたちを支援するのは当然です。

正確な住所を 旬刊No七五号にてご紹介いただいた「生きる」(創刊号)を注文致しましたが「あて所は尋ねあたりません」と返しました。正確な住所をお知らせ下さい。(北海道・O)

編集部より 住所も電話も正確です。常時、人がいらつしやるわけではないそうですので、いきちがいがあつたのかもしれない。

私の国労加入もムダに! 本部の考えには、私はついていきません。私も「JRに法的責任あり」だと思っています。闘争団の方々の十三年間の闘いが無駄になり、私の国労加入五年も無駄になります。私も差別に耐えてきました。同期は四等級で、私は最低の一等級です。会社からは国労を辞めろという目で見られる毎日です。東労組(総連)からも辞めろと圧力をかけられています。私は八月下旬の臨大には、仕事で行けません。頑張ってください。正しい事を通してください。そしてILO勧告で政府・JRを追い込みましょう。(国労組合員・N)

自主と自覚の精神 労働運動が分断され、どんどん追いこめられていく現在、労働者として自主して、自覚して連帯する知恵を出して闘いましょう。(千葉・N)

編集部より 組織の中で一人ひとりの思いをどう生かすか、難しい課題。とにかく「ダメなもの」はダメとの気概です。

勉強は生活上の武器 おそくなつてすみません。ギリギリの収入でついついおそくなりました。勉強は生活上の武器ですから送金します。いつもありがとございます。(えひめ・N)

編集部より ご購読に心から感謝。原稿寄せていただければ嬉しい。購読料の一助にさせていただきます。

私たちの要求 「解雇撤回・原職復帰」これは、私たちの要求です。元の生活を取り戻すことなしに、解決はありません。納得できる解決とは、悔いを残さず全力で闘い抜いてこそ得られるものだと思います。まだまだ頑張ります。ご支援よろしく!(北海道・S)

編集部より お母ちゃんのご一緒した大分での集会楽しかった。東京の人間より、あなたやお母ちゃんと会つてますね。とにかく健康に留意して!

さらにご協力を! 先日の国鉄闘争支援集会、ありがとうございました。統開大会で国労がどうなつてゆくかわかりません。国家権力の総力をあげた不当労働行為を許さぬ、国鉄闘争を支援・連帯してゆくとたかいかいを続けていきます。近々集会の反省会と今後のとりくみについて協議します。これからもよろしく。(千葉・I)

編集部より 集会、楽しかった!みんな必死なもの。国鉄闘争から労働運動再生へ。議論深めて。**音威子府羊羹を食べて闘争団を応援して** 国鉄闘争(解雇撤回・JR復帰の闘い)も十三年を経過し、政治解決へと重要な局面を迎えています。しかし、国労闘争団にとっては、大変厳しい条件の中の闘いであり、総力を挙げて闘っている闘争団に財政的側面からのご支援をお願いしたく、本企画を取り組むこととしました。

なお、『労働者協同組合おといねっぶ』の事業収益金は国労音威子府闘争団の闘争資金になりますのでご理解をお願いします。また、今回お買い上げいただいた皆様には、特別価格を設定し、国鉄闘争支援のための活動資金として通常価格より平均十三%の還元(値引き)をさせていただきます。皆様のご協力を心からお願ひ致します。

〔お取扱期間〕八月二〇日から一〇月三二日まで、○内通常価格、□内特別価格。

〔商品の種類〕

三本セット(本練・小倉、よもぎ・かぼちゃ・ハスカップの何れか)(二六〇〇円)【一四〇〇円】

五本セット(本練・小倉・よもぎ・かぼちゃ・ハスカップ各一)(二六〇〇円)【三三〇〇円】

単品(本練・小倉・よもぎ・かぼちゃ・ハスカップの五種)(五二〇〇円)【四五〇円】

◇お申し込み・お問い合わせ◇労働者協同組合『おといねっぶ』へ。

北海道中川郡音威子府村音威子府

TEL・FAX ○一六五六―五―三三四三